

30高教福第1006号の2
平成30年12月27日

各市町村（学校組合）教育長 様

教職員・福利課長

看護休暇に係る運用の取扱いについて（通知）

看護休暇に係る運用については、平成30年12月21日付け30高教福第1006号高知県教育長通知にてお知らせしたところです。

従来、暦年ごとに看護休暇管理簿を全員分作成することが望ましいとしておりましたが、今回の通知の主旨を鑑みて、また、事務処理負担の軽減かつ業務改善の点からも、看護休暇管理簿の作成について下記のとおり見直すこととしました。

つきましては、貴管内の学校長に対し、適正な管理と運用に努めるようご指導ください。

記

- 1 従来とおり暦年ごとに看護休暇管理簿を全員分作成することが望ましいが、請求があった時点で作成することも可とする。
- 2 短期介護休暇管理簿についても主旨を鑑みて、同様の扱いとする。

